

都市計画法(昭和43年6月15日号外法律第100号)

最終改正:平成30年4月25日号外法律第22号

改正内容:平成30年4月25日号外法律第22号[平成30年7月15日]

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(国、地方公共団体及び住民の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければ

ならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

- 4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年2月6日政令第11号)

最終改正:平成11年11月10日号外政令第352号

改正内容:平成11年11月10日号外政令第352号[平成13年1月6日]

○都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令  
〔昭和四十四年二月六日政令第十一号〕  
〔建設・自治大臣署名〕

都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令をここに公布する。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令  
内閣は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。  
(趣旨)

第一条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会(以下「審議会」と総称する。)の組織及び運営の基準に  
関しては、この政令の定めるところによる。

(都道府県都市計画審議会の組織)

第二条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の  
議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する  
委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、十一人以上三十五人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができ  
るものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができ  
るものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

(市町村都市計画審議会の組織)

第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任  
命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、  
市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、五人以上三十五人以内(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、九人以上三十五人以内)とするものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中  
「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定  
めるものとする。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができな  
いものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の  
決するところによるものとする。

(常務委員会)

第六条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

## 瑞浪市都市計画審議会設置条例 (平成12年5月2日条例第39号)

最終改正:平成25年12月20日条例第26号

改正内容:平成25年12月20日条例第26号 [平成26年4月1日]

## ○瑞浪市都市計画審議会設置条例

平成12年5月2日条例第39号

## 改正

平成25年12月20日条例第26号

## 瑞浪市都市計画審議会設置条例

瑞浪市都市計画審議会設置条例(昭和55年条例第42号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2第1項の規定に基づき、瑞浪市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法の規定によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ本市の都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 本市の都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
  - (2) 市議会の議員 4人以内
  - (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は市民 4人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補充により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課にて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

## 瑞浪市都市計画審議会設置条例運営規則 (平成12年5月18日規則第37号)

最終改正:平成25年12月20日規則第43号

改正内容:平成25年12月20日規則第43号 [平成26年4月1日]

## ○瑞浪市都市計画審議会設置条例運営規則

平成12年5月18日規則第37号

## 改正

平成19年3月7日規則第6号  
平成21年3月26日規則第14号  
平成25年12月20日規則第43号

## 瑞浪市都市計画審議会設置条例運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は瑞浪市都市計画審議会設置条例(平成12年条例第39号以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、瑞浪市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において条例第5条第1項の規定によりこれを定める。

(審議会の招集)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(委員の代理)

第4条 委員は、都合により審議会に出席できないときに、代理人を出席させることはできない。ただし、条例第3条第1項第3号の委員については、開催日の3日前までに会長に委任状を提出し、代理人を出席させることができる。

(幹事会の設置)

第5条 審議会は、都市計画に関わる基本事項を協議するために審議委員及び幹事の組織(別表)により幹事会を設置する。

2 幹事長は審議会会長とする。

3 幹事会は幹事長が招集する。

4 幹事会委員は、学識経験者から会長他1人とし、1人は会長が指名し定め、市議会の議員から2人を互選し定める。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

6 幹事会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 審議会を執行するための方針に関する事項
- (2) 審議会の招集及び付議すべき事項
- (3) 運営規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

(審議会の傍聴)

第6条 会長は、傍聴の申出があったときは、審議会に諮るものとする。

2 前項の場合において、審議会は出席した委員(議事に関係ある臨時委員は除く。)の過半数をもって傍聴の可否を決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、前条第2項の規定により審議会が傍聴を認めた場合において、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

4 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(臨時委員及び専門委員の人数及び報酬)

第7条 臨時委員及び専門委員の各委員の人数は3人以内とする。

2 報酬及び費用弁償は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に準ずる。

(議事録の作成)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した2人がこれに署名するものとする。

2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

## 別表 幹事会の組織

学識経験者	会長他1人
市議会の議員	2人
市執行部 幹事	総務部長
	企画政策課長
	企画政策係長
	建設部長
	都市計画課長
	都市政策係長